

平成 28 年度 第 1 回厚木市地域公共交通会議 概要

開催日時	平成 28 年 7 月 4 日 (月) 午後 4 時から午後 5 時まで
開催場所	厚木市役所第 2 庁舎 16 階会議室 A
出席委員数	21 人 (全 22 人中、代理出席者含む)
傍聴者数	0 人
会議の経過	<p>1 開会 事務局</p> <p>2 あいさつ 会長</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 地域公共交通総合連携計画の目標達成に向けた戦略プランに基づく事業について 資料に基づき事務局が説明</p> <p>【内容】 バス停上屋設置事業の継続整備として、「まつかげ台バス停」、「上長谷バス停」に上屋を設置する事業提案を行い、確認がされた。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上屋を設置するに当たり費用はどの程度かかるのですか。 また、補助制度はあるのですか。 費用については、1 基当たり 400 万円程度となります。今回設置する 2 箇所の上屋は、バス事業者が道路占用物件として設置し、市が補助を行うものになります。 ・完成はいつ頃になるのですか。 「まつかげ台バス停」については、上屋を設置する位置が決定していないため、今年の 11 月～12 月頃の設置を目指しています。 ・地域公共交通会議は法定会議となり、その中で確認がされた計画ですので、市の関係各課におかれましては、迅速な手続きが行えるよう協力をお願いします。 <p>(2) 地域公共交通会議の検討組織の見直しについて</p> <p>【内容】 地域公共交通会議で議論された課題や継続検討事項、厚木市の交通を充実させるための具体的な施策を検討する事務レベルの組織として、幹事会、分科会を設置する。</p>

【主な意見】

- ・幹事会、分科会を設ける理由は何ですか。
市では交通政策の所管が政策部からまちづくり計画部に移りました。まちづくり計画部でも関係部署をメンバーとした上で進めていきたいと考えているところです。
- ・厚木市の地域公共交通会議は、他の自治体ではあまりない例として実践されており、年度当初に実施する事業計画についての議論を行い、年度末に実施出来たこと、残ってしまっていること等の議論を行い、次に繋げていくという方法となっていて、会議の運営はスムーズに出来ていると認識しています。
- ・幹事会、分科会を設けることにより、事業が進まなくなるようではいけません。これらの組織があることにより、合意形成がスムーズになるということであれば良いので、そのようになるように進めていただきたいと思います。
- ・人口減少や少子高齢化の進展など、社会情勢も変化しておりますので、全体を捉えた取組をさせていただきたいと考えているところです。
- ・まちづくりの視点から交通に関することを更に深く考えるため、市の職員だけでなく交通事業者や関係者の皆様に議論をいただき、地域公共交通会議に提案をさせていただくような流れを作りたいと考えています。
- ・分科会はどのような人達が参加することになるのでしょうか。
幹事会は市や交通事業の課長職、分科会は事務レベルな議論を行うため市や交通事業者の担当者（係長・係員）の参画を考えています。
- ・交通事業者には負担が生じてしまうのではないのでしょうか。
議題に応じて必要となる事業者に参画していただき、組織を大きくしすぎないようにしていきたいと考えています。

- 幹事会・分科会の設置について、委員の合意が得られた。 -

(3) 地域公共交通確保維持改善事業について

【内容】

平成 27 年度に実施したノンステップバス導入事業、福祉タクシー導入事業についての事業評価を実施する。また、平成 28 年度事業であるノンステップバス導入事業及び福祉タクシー導入事業の計画確認・策定を実施する。

【主な意見】

- ・ノンステップバスからノンステップバスへの買い替えも補助対象となるのですか。
平成 27 年度の国の補正予算に限り、買い替えも補助対象となりました。
- ・バス事業者では、バリアフリー新法に基づく方針にあるノンステップバスの導入率 70%を目指していきたいという考えがあります。バス事業者全体として 70%を目指しているため、各営業所全てが 70%を達成できるか分かりませんが、出来る限りノンステップバスを導入していきたいと考えています

- 事業評価及び事業計画について、委員の承認が得られた。 -

4 その他

なし

5 閉会

事務局